

1 規則等の案の題名

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和元年10月18日から令和元年11月18日まで

3 提出された意見の件数

17件

4 規則等の公布等年月日

令和2年1月24日

	項目	提出された意見	考慮の結果	市の考え（理由）
1	全般	適時、環境影響評価条例の対象事業および規模要件を見直すことは大変良いことであり、特に、静岡県の環境影響評価条例と整合性をはかることは、対象事業の施工を予定する事業者にとっても適切な運営に結びつくものと考えられます。このため、当該パブリックコメントの内容を精査・適切に吟味した後、改正案を確定することを期待しております。	原案の変更なし	意見公募手続以降の市の対応に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。
2	全般	静岡市の条例は、市域を3区域に分け、地域区分の特性に応じた規模要件を設定することから、静岡県および県内他市が有する条例とは異なり、より細やかな対応ができるものと思われれます。この利点を適時アピールする必要があるように感じられます。	原案の変更なし	条例等の運用に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。
3	全般	自然公園等における規模要件については、面積に関する要件を事業一律で5haとしているが、自然公園等に対する維持管理や区	原案の変更なし	規模要件は、施設等の性格に関わらず、当該事業が自然環境及び生活環境に与える影響の程度に応じて設定していま

		域内に生活する住民の生活への必要性の観点から、そこに必要な施設とそうでない施設との格差をつけてもいいのではないかとと思われる。		す。本市は、自然公園を含む特定区域について、特段の環境配慮を要する地域と整理しており、土地の改変に伴う影響を考慮し、5haという一律の基準を設けているところです。
4	太陽光発電	今回の改正には、対象事業13の括弧書きの項目を、5. 発電所の建設、太陽光発電所として独立させることが含まれています。近隣住民の多くは、太陽光パネル設置により設置環境保全に関して個人差はありますが不安を感じる方もおられると思うため、この条例整備と適切な改訂がその不安感を鎮める上で効果的な役割を果たすことを願います。	原案の変更なし	条例等の運用に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。
5	太陽光発電	クリーンエネルギーではあるが、森林伐採などについて、環境への影響が懸念されることから、明確に対象事業とする点は評価する。	原案の変更なし	規則改正を評価する御意見であるため、参考意見とさせていただきます。
6	太陽光発電	評価項目の視点となるが、太陽光発電は、寿命や事業終了時の廃棄の問題もあることを踏まえる必要がある。	原案の変更なし	条例等の運用に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。 なお、廃棄の問題に関しては、本市が現在策定中の「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」において対応する予定です。
7	太陽光発電	アセス対象外の施設が、増設によりアセス対象の規模となった場合、どのような環境影響評価が行われるのか。	原案の変更なし	環境影響評価手続は一般的に、発電所の設置又は変更の工事等の「工事単位」で、その実施の可否を判断します。そのため、御意見のケースに関しましては、既設の施設と増設の施設との同一性が判断にあたって重要となります。 本市としては、経済産業省が示している「工事計画届出等又は環境アセスメントの可否の判断に係る「同一発電所」及び「同一工事」に該当するか否かの判断の目安について（平成25年4月4日 商務流通保安グループ 電力安全課）」に基づき、同一の発電所、同一の工事か否かを判断した上で、

				同一と判断される場合には、条例等に則った一連の環境影響評価手続が必要であると考えています。
8	太陽光発電	<p>近隣の太陽光発電施設との距離について、基準や考え方が必要ではないか。</p>	原案の変更なし	<p>上記7で示したとおり、環境影響評価手続は一般的に、発電所の設置又は変更の工事等の「工事単位」で、その実施の可否を判断します。そのため、近隣の太陽光発電施設との距離に関する基準や考え方等はありません。</p> <p>本市では、現在策定中の「静岡県太陽光発電設備適正導入ガイドライン」において、複数の太陽光発電施設が密集して設置された場合の累積的影響を考慮するため、近隣の太陽光発電施設との距離に関する基準を示す予定です。</p>
9	太陽光発電	<p>案では、都市計画区域外の森林伐採面積が都市計画区域内の20haと同じになっています。自然環境の豊かさについて比較すると区域内外で同じではありません。むしろ特定区域と同等であることから森林伐採面積も区域内外で変えるべきと思います。</p> <p>敷地面積は50haと25haと半減させていますので、それに合わせて都市計画区域外の森林伐採面積を10haとしてはいかがでしょうか。</p>	原案の変更あり	<p>森林法における保安林の皆伐可能面積を参考に、市内一律で森林伐採面積20ha以上を対象とする考えでした。しかし、御意見に基づき再検討を行った結果、①都市計画区域内から③特定区域内にわたる地域特性を最優先に考えることが適切だと判断し、他の多くの事業と同様に、②の森林伐採面積を①の半分である「10ha」に変更することとしました。</p> <p>【②都市計画区域外（③以外）】 変更前：敷地面積25ha以上又は森林伐採面積20ha以上 変更後：敷地面積25ha以上又は森林伐採面積10ha以上</p>
10	太陽光発電	<p>これまで、太陽光発電所は「工業団地の造成」の中で対応してきたようですが、項目として独立していないこともあり、事業者に見過ごされてしまう可能性もあったと思います。</p> <p>今回の一部改正で、「発電所の建設」の一項目として明確に「太陽光発電所」を位置づけたこと、また、規模要件を現実ベースで見直したことで、環境影響評価手続の実効性が一層高まるのではないかと期待をしております（最終的には、事業者の良心に委ね</p>	原案の変更なし	<p>規則改正を評価する御意見であるため、参考意見とさせていただきます。</p>

		られていますとは思いますが)。		
11	太陽光発電	<p>太陽光発電所が対象となり得るかの判定基準がかなり細かくなり、事業者が判断に迷う可能性もあります。また、太陽光発電所に関しては、市外の事業者も多いと思われます。</p> <p>このため、今一度「太陽光発電所建設を検討している場合には一度環境創造課にご相談を」といった形で幅広く周知を図っていただければと思います。</p>	原案の変更なし	<p>条例等の運用に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市ホームページ等を通じて、周知を図りたいと考えています。</p>
12	太陽光発電	<p>今回の条例の趣旨のとおり、太陽光発電の設置に係る環境影響は、土地の造成に係るものだけではなく、施設の稼働に係る騒音(純音成分による不快感含む)、反射光、景観、ふれあい活動等、施設の存在に係る項目や、水の濁りや土地の安定性等、森林伐採に起因する項目が存在する。また、造成事業と併せて対象事業とした場合には、本体の対象事業の選定項目に引っ張られる形となり、事業者の性格から環境影響を及ぼしやすい土地の安定性などが選ばれない可能性がある。そういった点では、太陽光発電事業を対象事業としたことは大変意味があることであると考えられる。</p> <p>一方で、人為的改変が行われた地域でも重要な動植物が生息・生育しているおそれがあること、工業用地等で、工事用車両が幹線道路合流した後に住居等が存在する場合には影響が極めて小さいと考えられることなど、項目・手法の選定にあたっては、地域の実情・一般的な太陽光発電事業の進め方などから、柔軟に対応することが望ましいと考えられる。</p>	原案の変更なし	<p>条例等の運用に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。</p>
13	区域間の矛盾の是正	<p>特定区域が豊かで貴重な自然を有し、より厳しい環境配慮を要する地域であることは明らかなですが、その思いが規模要件に上手く反映されていなかったのではと感じます。</p> <p>今回の改正では、その点の対応が図られており、敢えて特定区</p>	原案の変更なし	<p>規則改正を評価する御意見であるため、参考意見とさせていただきます。</p>

		域を設けた意味合いが明確となり良いと思います。		
14	区域間の矛盾の是正	矛盾の是正は迅速に行うべき。	原案の変更なし	意見公募手続以降の市の対応に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。
15	区域をまたがる事業の判定の是正	区域をまたがることでアセス対象外となることは避けるべきであり、今回の是正は必要と考える。	原案の変更なし	規則改正を評価する御意見であるため、参考意見とさせていただきます。
16	区域をまたがる事業の判定の是正	今まで事例はなかったかもしれませんが、区域をまたがるケースが可能性としてはあるため、当該改正は必要な対応と感じます。市境、県境にまたがる場合も整理はされているとは思いますが、あわせて示しても良いかと思えます。	原案の変更なし	行政区域をまたがる事例としては、静岡県内の他市町、山梨県又は長野県にまたがる事業が想定されます。 それら事業への本市の対応に関しては、当該事業の本市域内における規模と本市条例施行規則に規定した規模要件とを突合し、本市条例の対象となるか否かを判断します。
17	区域をまたがる事業の判定の是正	他の行政区域とまたがる場合はどのように捉えるのか。	原案の変更なし	本市条例の対象となった場合には、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続について、関係する地方自治体の長と協議を行うこととなります。